

分担金・拠出金の名称	生物兵器禁止条約会合(BWC)分担金	平成28年度 予算額	26,303千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国際連合欧州本部				
国際機関の概要	<p>・生物兵器禁止条約(BWC)は、大量破壊兵器の一つである生物兵器及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄を目的とするもので、1972年に採択された。生物兵器を包括的に禁止する多国間の国際的枠組みで、締約国は174か国。</p> <p>・BWCにかかる恒久的事務局は存在せず、国連(国連欧州本部(ジュネーブ))が必要な事務にかかる便宜を提供している。第6回運用検討会議以降、BWC履行支援ユニット(ISU)が国連欧州本部軍縮部内に設置されている。</p>				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の国際法的枠組みであるBWCは、世界の生物兵器等の禁止・廃棄に貢献している。また、締約国のライフサイエンス分野の研究指針等に大きな影響力を与えており、締約国が科学者の行動規範等を整備することで、科学技術の誤用・悪用(兵器化等)を防ぐ効果がある。また、2016年7月時点で締約国は174か国に増加しており、条約の普遍化が促進されている。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	我が国は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止するBWCを重視している。したがってBWCの効果的な運用は我が国が推進する軍縮・不拡散政策にとって重要。当該機関はBWCの会議運営等を行っておりBWCの運営上不可欠。また、事務局としての役割を担う履行支援ユニット(ISU)は締約国の要請を受け、条約の運用検討に必要な情報の収集を行い、背景文書の形で締約国へ配布し、運用に関する有益な情報を提供している。このように当該機関は我が国重要外交課題の遂行において有用である。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	BWCには常設機関がなく、履行支援ユニット(ISU)がBWC会合にかかる専門性を要する行政的支援を目的として、2006年第6回運用検討会議で設置が決定され、2011年第7回運用検討会議で任期延長が決定された。国連欧州本部に付属する3人体制(P5(ユニット長)、P3、P2)の組織として効率的な運営がなされている。BWCの組織の在り方にかかる議論が継続しており、BWC実施強化と効果・効率的な組織について、西側主要国と連携しつつ議論に関与する。予算の適切なマネジメント及び透明性を高めるために、締約国会合で会議費の見積りの説明を求め、信頼性を検証している。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	3. にあるとおりBWCには常設機関がなく、ISUが行政的支援を行っている。BWCの効率的・効果的な運営のためにISUの職員は3人体制となっており、現在邦人職員はいない。今後人員が増加される可能性もあり、引き続きISUに貢献し得る邦人を我が国からも推薦していきたい。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	BWCにおいては、5年に1度開催される運用検討会議において、過去5年間のBWC運用状況についてレビューを行うとともに、BWCの効果的な運用について議論がなされている。運営に関しては、次のPDCAサイクルを実施している。①Plan:履行支援ユニット(ISU)が5か年予算案を作成。締約国会合にて予算案を承認。②Do:我が国の分担金を支払い、ISUによる予算執行。締約国による運営・活動のモニタリング。③Check:国連の監査規定に沿い、外部監査機関が活動を評価。④Act:締約国会合での協議を通じて、締約国が運営における要改善事項を申し入れ。				
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室				